

双葉町原子力災害広域避難計画

令和7年3月

双葉町

<目次>

第1章	原子力災害広域避難の全体像	1
第1節	計画の位置づけ	1
第2節	計画の対象	1
第3節	原子力施設と町との位置関係	1
第4節	避難等の基本的な流れ	3
第2章	避難に関する対応体制	9
第1節	町の防災体制	9
第2節	緊急時モニタリング体制・実施	9
第3節	避難先との連携	9
第4節	行政機能の移転	10
第3章	避難等に関する情報伝達	11
第1節	情報伝達体制	11
第2節	町の広報・情報伝達体制	13
第3節	広報のタイミングと手段等	14
第4章	避難等の防護措置	15
第1節	避難指示区域の一時滞在者の退去	15
第2節	屋内退避	15
第3節	広域避難	16
第4節	自主避難者への対応	19
第5節	避難ルートの確保	19
第6節	避難退域時検査の実施	21
第5章	要配慮者等の防護措置	21
第1節	要配慮者への対応	21
第2節	避難行動要支援者への対応	21
第3節	一時滞在者に対する避難支援	22
第4節	学校等に対する避難支援	22
第6章	原子力災害医療	22
第1節	安定ヨウ素剤の備蓄・配布等	22
第2節	原子力災害医療体制	23
第7章	避難中継所及び避難所における対応	23
第1節	避難中継所の運用	23
第2節	避難先避難所の運営	24
第3節	福祉避難所等の運営	24
第4節	物資の供給体制	25
第1章	用語集	26
参考資料		27

第1章 原子力災害広域避難の全体像

第1節 計画の位置づけ

双葉町原子力災害広域避難計画（以下、「町広域避難計画」という。）は、双葉町地域防災計画（原子力災害対策編）（以下、「町地域防災計画」という。）に基づき、国の原子力災害対策指針（以下、「指針」という。）及び原子力災害対策重点区域（以下、「重点区域」という。）における福島県原子力災害広域避難計画（以下、「県広域避難計画」という。）を踏まえて、広域避難の実施に関する判断基準、実施手順、避難情報の伝達手段、広域的な避難先、避難経路、輸送手段等の必要な事項をあらかじめ定めるものである。

第2節 計画の対象

対象となる原子力施設及び想定する災害は表1のとおりとする。

表1 対象とする原子力施設・災害

対象となる原子力施設	想定する災害
・ 福島第一原子力発電所 ・ 福島第二原子力発電所	・ 原子力施設の単独災害 ・ 風水害や地震、津波を含む一般災害と原子力災害の複合災害

第3節 原子力施設と町との位置関係

指針では、原子力施設からおおむね半径5kmを『予防的防護措置を準備する区域（以下、「PAZ：Precautionary Action Zone」という。）』、同30kmを『緊急防護措置を準備する区域（以下、「UPZ：Urgent Protective action Planning Zone」という。）』と定めている。ただし、平成23年3月に発生した原子力災害にともない、福島第一原子力発電所は特定原子力施設と位置づけられ、PAZの設定は必要がないものとされた。また、福島第二原子力発電所については、町から5km以上離れており、PAZ圏外である。従って、福島県地域防災計画原子力災害対策編（以下、「県地域防災計画」という。）では、町内全域が、福島第一及び福島第二原子力発電所のUPZに設定されている。

また、町は、避難指示が一部解除され、避難指示解除区域と避難指示区域で、原子力災害時にはそれぞれ異なった対策が求められる。

これらの各区域及び各発電所との位置関係は、図1に示すとおりである。

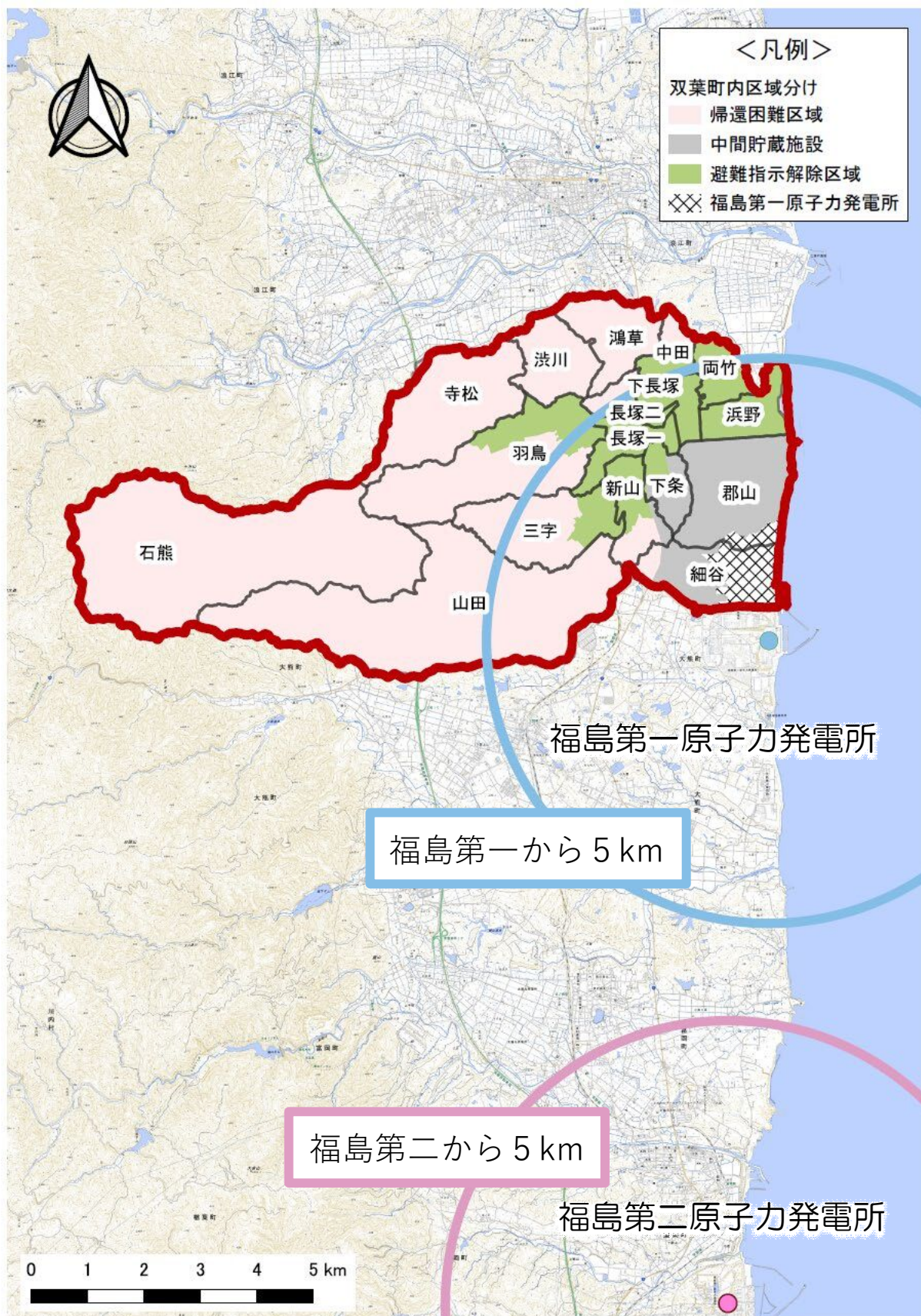


図 1 双葉町の区域と原子力施設

第4節 避難等の基本的な流れ

1. 防護措置の種類

(1) 屋内退避・避難等

原子力災害時に、住民がとるべき避難等に係る主な防護措置としては、「屋内退避」「避難」「一時移転」の3種類がある。その概要は表2に示すとおりである。

表2 屋内退避・避難等の概要

区 分	概 要
屋内退避	放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線をある程度遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置。 特に、社会福祉施設、病院等においては、入所者・患者の搬送によるリスクを考慮すると、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋へ留まることが有効。
避難	空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するもの。
一時移転	緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するもの。

(2) 安定ヨウ素剤の服用

原子力施設から放射性物質が放出された場合には、放射性ヨウ素による内部被ばくへの対策として、安定ヨウ素剤を服用することが必要となる場合がある。

安定ヨウ素剤の服用にあたっては、副作用や禁忌者等に関する注意を事前に周知するほか、以下の点を留意する。

- ① 安定ヨウ素剤の服用は、放射性ヨウ素以外の放射性核種に対しては防護効果が無い。
- ② 安定ヨウ素剤の服用は、その防護効果のみに過度に依存せず、避難、屋内退避、飲食物摂取制限等の防護措置とともに講ずる必要がある。また、不注意による経口摂取の防止対策も講ずる必要がある。
- ③ 緊急時に投与・服用する場合は、精神的な不安等により平常時には見られない反応が認められる可能性がある。
- ④ 年齢に応じた服用量に留意する必要がある。特に乳幼児については過剰服用に注意し、服用量を守って投与する必要がある。
- ⑤ PAZ外での安定ヨウ素剤の服用方法については、全面緊急事態（後述）に至った後に、原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、原子力規制委員会が必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体（県・町）が指示を出すため、原則として、その指示に従い服用する。

- ⑥ 安定ヨウ素剤の配布及び服用は、原則として医師が関与して行う。ただし、時間的制約等のため医師が関与できない場合は、薬剤師の協力を求める等、状況に応じて適切な方法を検討する。

2. 防護措置の判断基準

(1) 放射性物質の放出前の判断基準

指針では、原子力施設から放射性物質が放出される前については、原子力施設の状況に応じ、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つの緊急事態区分を設定し、防護措置を実施する。

各緊急事態区分における原子力施設の状況は、表3に示すとおりである。

表3 緊急事態区分と状況

緊急事態区分	原子力施設の状況
警戒事態 (AL)	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある状態
施設敷地緊急事態 (SE)	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた状態
全面緊急事態 (GE)	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた状態

(2) 放射性物質放出後の判断基準

原子力施設から放射性物質が放出された後には、空間放射線量率等のモニタリング結果に基づき、空間放射線量率の実測値に応じた判断基準（O I L : Operational Intervention Level）に対応した防護措置を実施する。

O I Lの基準と防護措置については、表4に示すとおりである。

表4 O I Lの基準と防護措置

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{1 2}	防護措置の概要
O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	5 0 0 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ³)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	2 0 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ³)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物 ⁴ の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。

¹ 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で、必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

² O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

³ 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

⁴ 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

これらの緊急事態区分毎の対策として、県地域防災計画では、表 5 に示す一時滞在者の退去と屋内退避を行うこととされた。

表 5 福島県における防護措置等（網掛け部分は双葉町に該当しない事項）

判断基準		原子力災害対策重点区域			
		福島第一原子力発電所		福島第二原子力発電所	
		避難指示区域でない区域（UPZ）	避難指示区域	発電所からおおむね 5 km 圏内（PAZ）	避難指示区域及び PAZ を除く区域（UPZ）
原子力施設の状況に応じた判断 (EAL)	警戒事態 (AL)	—	○ 一時立入を中止 ○ 避難指示区域に一時立入している住民等の退去準備	要配慮者等の避難準備	—
	施設敷地緊急事態 (SE)	○ 屋内待避を準備	○ 一時立入している住民等の退去開始	○ 要配慮者等の避難実施 ○ 住民等（要配慮者等以外）の避難準備 ○ 安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）	○ 屋内待避を準備
	全面緊急事態 (GE)	○ 屋内退避を開始	—	○ 住民等の避難実施 ○ 住民等への安定ヨウ素剤の服用指示	○ 屋内退避を開始 ○ 安定ヨウ素剤の服用準備（配布等） ○ 避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備（避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染場所の確保等）
空間放射線量率の実測値に応じた判断 (OIL)	500 μ Sv/h 超 (OIL1)	○ 数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施	—	—	○ 数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施
	20 μ Sv/h 超 (OIL2)	○ 1 日以内を目処に区域を特定し、一週間程度内に一時移転を実施	—	—	○ 1 日以内を目処に区域を特定し、一週間程度内に一時移転を実施

本町は、福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所共に、緊急防護措置を準備する区域（UPZ）と設定された。そのため、いずれの発電所においても、各緊急事態区分に応じて指針に示されている防護措置を実施することとする。しかし、地震等との複合災害の発生、自主避難の状況により、町が独自に入手した情報等（例外）により独自に判断した場合には、警戒事態（AL）で避難準備、施設敷地緊急事態（SE）で広域避難を実施するパターンを選択可能な計画とする。

以上を踏まえ、緊急事態区分、避難指示の状況に応じて町が実施する防護対策の流れを示したものが次表である。

表 6 緊急事態区分と防護措置（福島第一及び福島第二原子力発電所共通）

緊急事態区分	避難指示区域	UPZ	
警戒事態 (自然災害によるものを除く) (AL)	●一時滞在者の退去準備	●警戒事態発生 of 広報 ○自主避難者への対応の準備	町が必要と判断した時 町が必要と判断した時 ○町は広域避難の準備に着手
施設敷地緊急事態 (SE)	●一時滞在者の退去	●屋内退避の準備 ○町は広域避難の準備に着手 ○安定ヨウ素剤配布の準備	町が必要と判断した時 ○広域避難の実施 ○安定ヨウ素剤配布の準備
全面緊急事態 (GE)	(●退去の確認)	●屋内退避 ○屋内退避後、状況に応じて町外への広域避難を指示	(○広域避難の確認)
O I L 1	—	●即時避難	
O I L 2	—	●線量の高いところから順次避難又は一時移転	

●：指針・県計画に基づく対応、○：町独自の対応

3. 避難の手順

町での防護措置は、屋内退避を基本とする。

町は、放射性物質の放出以前において、原子力施設の状況や事態の進展に応じて、広域避難が必要と判断した場合は、広域避難を実施するものとする。

また、福島第一及び福島第二原子力発電所においては、放射性物質が広域避難を要するほど放出される可能性は低いとされるものの、万が一、放射性物質が放出された場合は、空間放射線量率等の緊急時モニタリング結果を基準（O I L）に照らし合わせ、該当する区域は防護措置を実施するものとする。

原子力施設の状況、事態の推移と町の対応の概要は図2のとおりである。

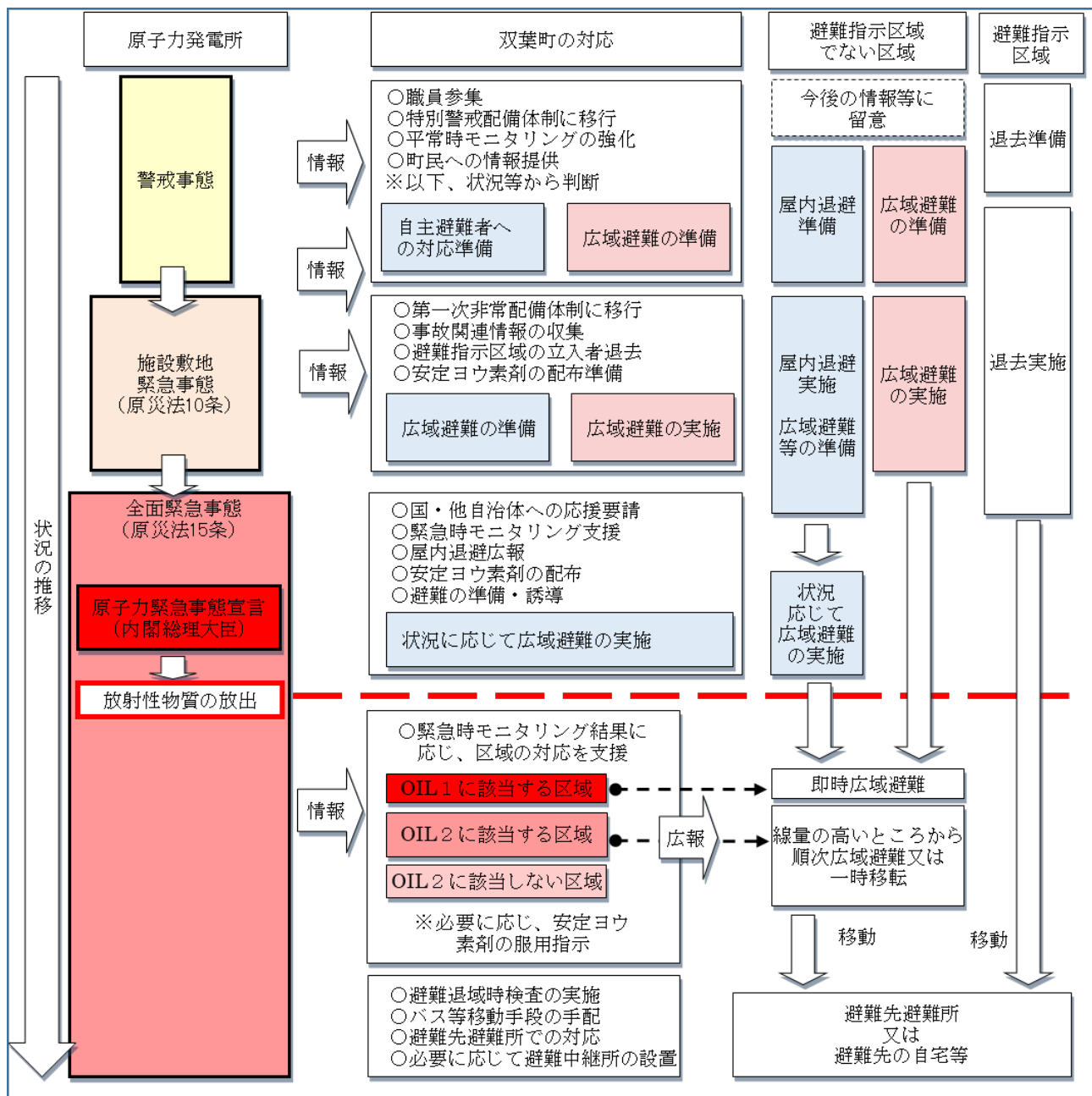


図2 原子力施設の状況と町の対応

第2章 避難に関する対応体制

第1節 町の防災体制

町は、地域防災計画に定める表7の設置要件のほか、原子力防災上必要と判断した場合は、速やかに職員を非常招集し、町長を本部長とする警戒本部又は災害対策本部（以下、「町本部」という。）を設置する。町本部は常に複合災害を想定して対処するものとする。

なお、広域避難が必要と判断した場合は、事態の進展に関わらず、災害対策本部とする。

表7 町の防災体制の設置要件

配備基準	動員配備※		緊急事態応急対策拠点での対応
情報収集事態	警戒配備体制		
警戒事態 (AL)	特別警戒配備体制		
施設敷地緊急事態 (SE)	災害 対策 本部	第一次 非常配備体制	対策拠点施設における立ち上げ準備 国の現地事故対策連絡会議への派遣
全面緊急事態 (GE)		第二次 非常配備体制	合同対策協議会への派遣

※動員配備は一般災害と同一

第2節 緊急時モニタリング体制・実施

OILに基づく防護措置の実施の判断のため、「福島県緊急時モニタリング計画」に基づき、緊急時モニタリングを迅速かつ確実に実施する必要があることから、あらかじめ国、県、関係市町村及び原子力事業者は、緊急時モニタリングの実施体制を整備しておくものとする。

町は、緊急時モニタリングに関する定期的な連絡会、訓練及び研修を通じ、国、県、原子力事業者、その他モニタリング関係機関と緊密な連携を図るものとする。

第3節 避難先との連携

町は、県広域避難計画に定められた避難先市町村と避難先避難所の選定や避難中継所（詳細については後述とする。）の設定、情報連絡体制、避難住民に係る情報の把握及び避難所等の運営体制について、県の仲介の下、調整を行い、広域避難体制の維持及び連携体制の強化を図るものとする。

また、避難先市町村との災害時応援協定等の締結を推進する。

複合災害などの発生により、避難を予定していた避難先市町村での受入ができない場合には、他都道府県等と調整のうえ、避難先を確保するものとする。

表 8 県広域避難計画に定められた避難先市町村（令和 6 年 3 月現在）

避難元市町村	避難先市町村
双葉町	白河市、棚倉町

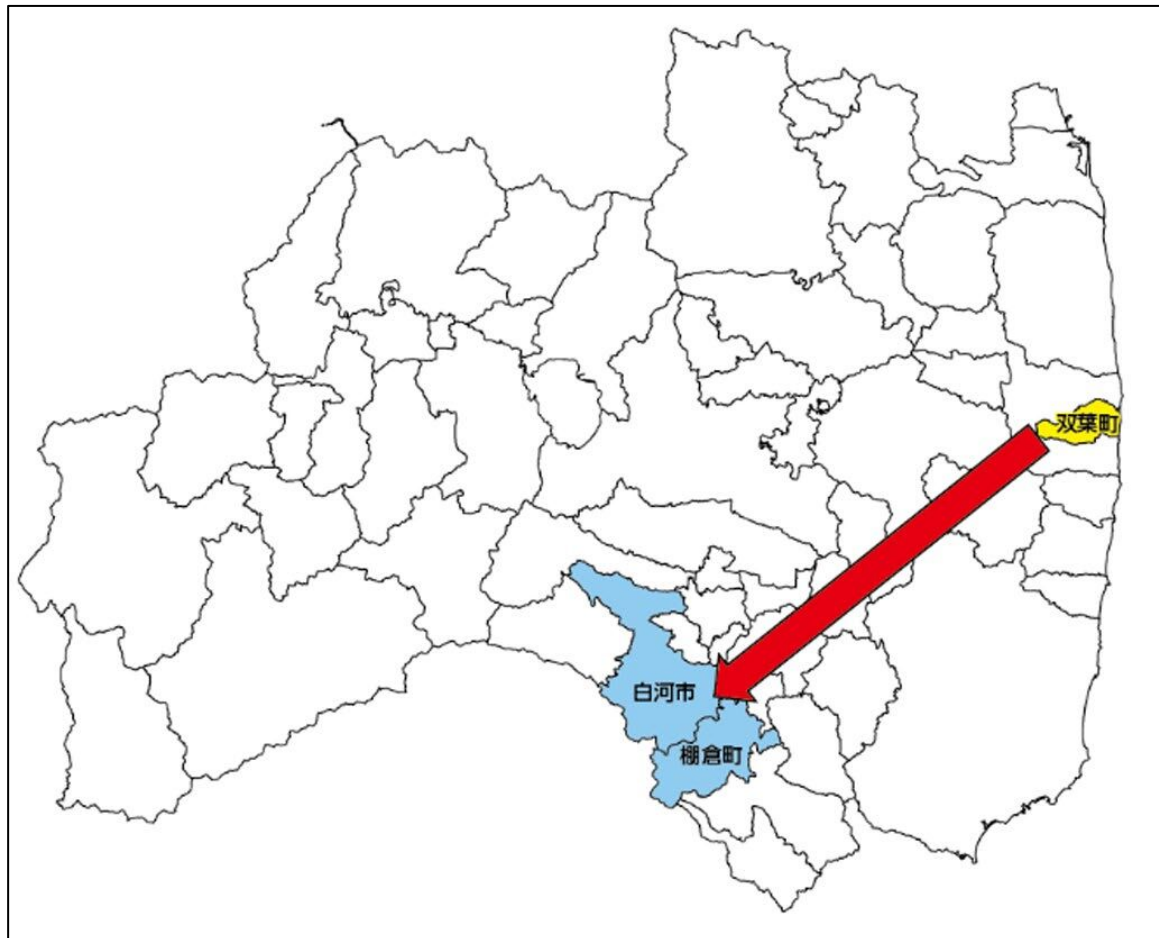


図 3 関係市町村ごとの避難先市町村（令和 6 年 3 月現在）

第 4 節 行政機能の移転

町は、庁舎が避難対象区域に含まれるほか、施設が被災する等、庁舎としての機能維持が困難となり、住民の避難先となった避難先市町村に庁舎が移転する事態となった場合においても、住民に対する行政サービスの継続性が確保できるよう、あらかじめ代替施設を選定しておく。

また、機能移転に必要な情報や移転する備品等を事前にリストアップし、移転体制をあらかじめ準備しておく。

なお、移転にあたっては、まず住民等の避難を優先して実施した後に、移転を実施するものとする。

第3章 避難等に関する情報伝達

第1節 情報伝達体制

国、県及び原子力施設からの異常事態等の通報・情報伝達体制を図4に示す。

表9 関係市町村及び関係機関への主な連絡内容

主な情報連絡の段階	主な連絡内容
①警戒事態発生（原子力施設の状況に応じた判断基準（EAL）1）	・警戒事態発生及びその後の状況 ・連絡体制の立ち上げとその確認 ・発電所から概ね5km圏内（PAZ）における要配慮者等の避難準備 ・避難指示区域への一時立入の中止 ・避難指示区域に一時立入している住民等の退去準備 等
②施設敷地緊急事態発生（原子力施設の状況に応じた判断基準（EAL）2）（原災法第10条事象）	・施設敷地緊急事態発生及びその後の状況 ・緊急時モニタリング結果 ・発電所から概ね5km圏内（PAZ）の避難準備 ・発電所から概ね5km圏内（PAZ）における要配慮者等の避難指示及び安定ヨウ素剤の服用準備 ・発電所から概ね5km圏内（PAZ）を除いた重点区域（UPZ）の屋内退避準備 ・避難指示区域に一時立入している住民等の退去指示 等
③全面緊急事態発生（原子力施設の状況に応じた判断基準（EAL）3）（原災法第15条事象）	・全面緊急事態発生及びその後の状況 ・緊急時モニタリング結果 ・発電所から概ね5km圏内（PAZ）の避難指示及び安定ヨウ素剤の服用指示 ・発電所から概ね5km圏内（PAZ）を除いた重点区域（UPZ）の屋内退避指示及び安定ヨウ素剤の服用準備 等

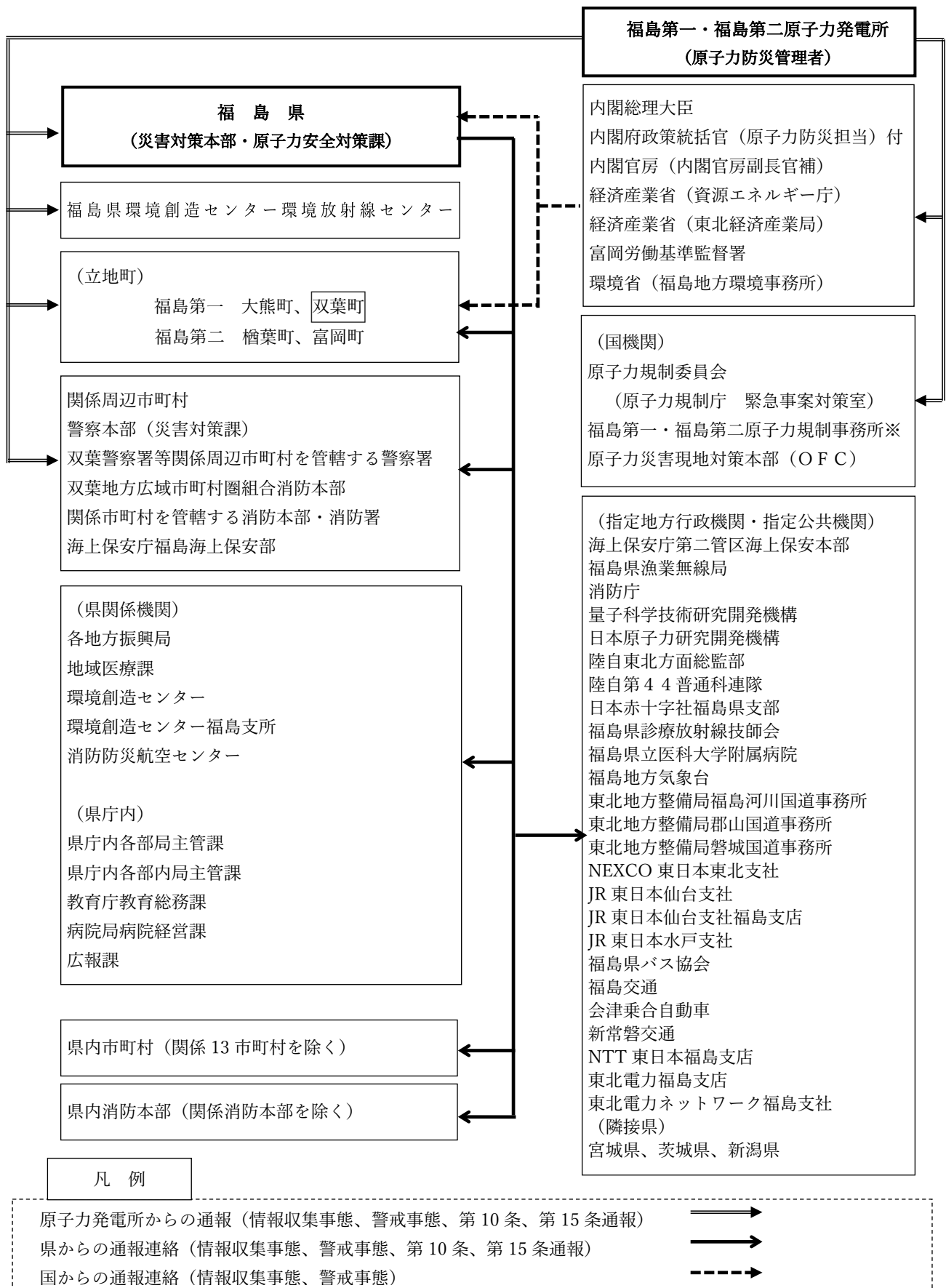


図4 通報・情報伝達体制

第2節 町の広報・情報伝達体制

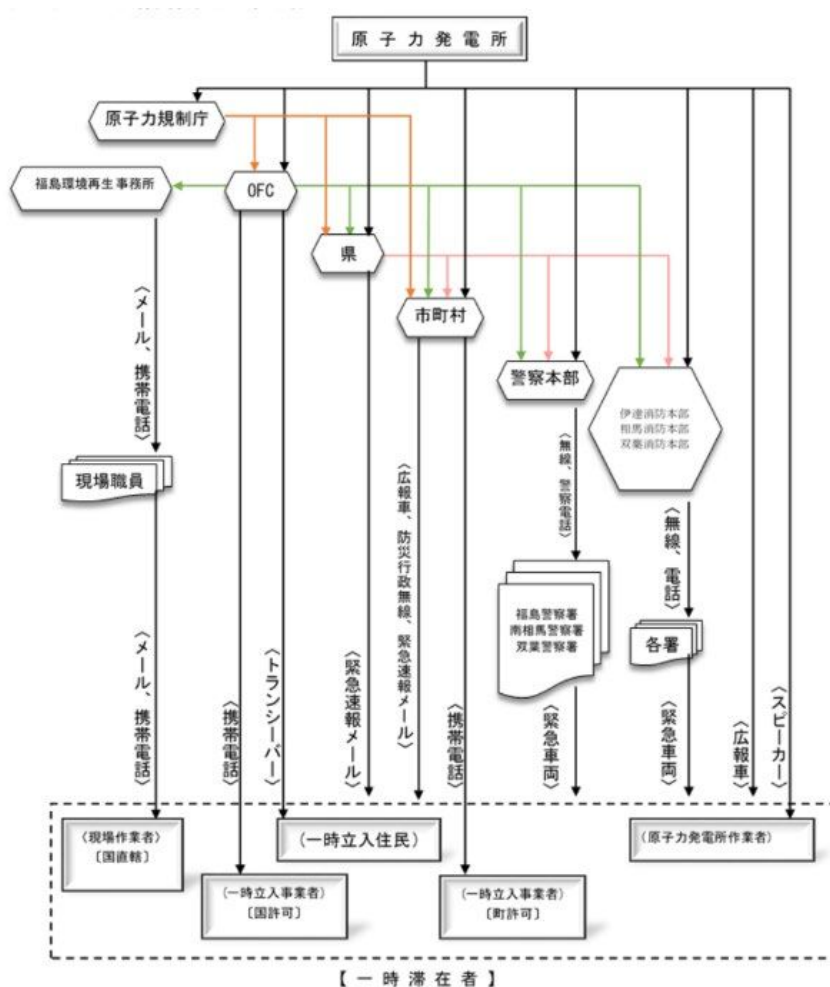
町は、福島第一及び福島第二原子力発電所からの事故等に関する情報や、国や県からの避難及び避難準備等に関する指示等があった場合は、住民等に対する広報、関係機関に対する情報伝達を速やかに行うものとする。

なお、町の広報や情報伝達にあたっては、避難指示区域への立入者（災害復旧や除染等の一時滞在者を含む）、外国人等に対する情報提供にも配慮する。

町は、外国人に対して、福島第一及び福島第二原子力発電所での事故の状況、避難準備情報、避難指示等の情報が正確に伝わるよう、報道機関、国際交流機関、語学ボランティア等の協力を得て、ラジオ、テレビ等のマスメディア等を通じ、「やさしい日本語」を含む多言語での情報伝達に努めるものとする。

町は、避難先施設における外国人の生活を支援するため、語学ボランティアの協力を得て、外国人に配慮した生活情報の提供やチラシ、情報誌などの発行、配布を行うものとする。

この場合において、町は関係機関と連携し、関係市町村及び避難先市町村を支援するものとする。



（出典：原子力災害住民広報マニュアル）

図5 避難指示区域内における情報伝達経路

第3節 広報のタイミングと手段等

1. 広報のタイミング等

住民等に対する広報については、原子力災害発生時には、広報活動の混乱が予想されることから、あらかじめ広報のタイミング、内容等を整理しておくものとする。

広報を行うタイミングは、次を基本とする。

- ① 福島第一及び第二原子力発電所が警戒事態等の状況になったとの連絡があった場合
- ② 災害対策本部設置の体制をとった場合
- ③ 地震等の災害が発生した場合
- ④ 事故や災害の状況等に大きな変更があった場合
- ⑤ 屋内退避、避難準備、避難実施の指示・連絡を行う場合
- ⑥ 放射性物質が放出された場合
- ⑦ 緊急時モニタリング結果が整理された場合
- ⑧ その他、情報提供が必要な場合

2. 広報の手段

住民等への広報は、次により行う。

- ① テレビ・ラジオによる緊急情報（Lアラート）の放送
- ② 防災行政無線による放送
- ③ 広報車、消防車両等による巡回広報
- ④ 携帯電話等への緊急速報メールの配信
- ⑤ ホームページ・SNS等のインターネット上の情報共有ツールへの掲載

防災関係機関等への情報伝達では、上記手段のほか、電話・ファクシミリ・電子メール等を活用し、ファクシミリ・電子メール等については受信確認、受信時間の確認等を励行して、確実に情報伝達するものとする。

なお、広報の手段については、新たな手段についても情報を収集し検討していくものとする。

3. 広報、指示伝達にあたっての留意すべき基本的事項

住民への広報、指示伝達にあたっての留意すべき基本的事項は、次を基本とする。

- ① 住民の混乱を避けるため、町内においては同一事象に対する広報内容は同一とし、区域ごとに異なる内容の広報は行わない。
- ② 情報の信憑性を確保するため、行政からの情報であることを明らかにする。
- ③ 住民に混乱を生じさせないため、住民に対して具体的に取ってほしい行動を明らかにする。
- ④ 状況によっては、広報内容が聞き取りにくい場合が想定されるため、できる限り短い文章でわかりやすい表現を用いる。（専門用語の使用は避ける。）
- ⑤ 確実に情報を伝えるため、重要な情報は繰り返し広報する。
- ⑥ 放射線の影響は通常五感で感じるができないため、住民へ情報を伝える際には、緊急時

モニタリング結果（実測値の変動傾向等）、事故の規模などを分かりやすく伝える。

- ⑦ 情報の途絶は、住民の不安感を助長することになるため、状況に変化がない場合であっても、一定間隔での定期的な広報を実施する。
- ⑧ 福島第一原子力発電所での事故経験を踏まえ、住民の混乱を避けるためにも、事故の状況や影響に加え、その対策や見通しなどを正しく伝えることで住民に冷静な判断・行動を促す。

第4章 避難等の防護措置

第1節 避難指示区域の一時滞在者の退去

1. 退去の準備

警戒事態（AL）となった場合、町は、避難指示区域の一時滞在者（一時立入住民及び除染作業者等）に対して、退去の準備を行うよう広報する。

避難指示区域は、防災行政無線が聞こえにくかったり、携帯電話等がつながりにくかったりすると、通常の広報手段では伝達が行き届かないことも考えられる。そのため、通常の広報手段以外に、避難指示区域でのパトロールの実施や国が一時立入者に一時立入の際に貸与したトランシーバー等を使って、国と連携し、退去の準備を呼びかける。

2. 退去の実施

施設敷地緊急事態（SE）となった場合、町は、避難指示区域の一時滞在者（一時立入住民及び除染作業者等）に対して、退去を指示する。

避難指示区域の一時滞在者は、自家用車、事業者等の車両、国が用意した小型バス等を使用している。そのため、避難指示区域からの退去は、これらの車両等を使って実施する。

また、立入者は町内からこれら避難先又は自宅等へ帰宅することを退去とする。

第2節 屋内退避

屋内退避とは、住民が屋内に入り、建物の気密性を高める等により、放射線の影響を防ぐことをいう。原子力災害が発生した場合、まず、屋内退避が有効な防護対策となることから、屋内退避の確実な実施を目指すものとする。

なお、町が、広域避難が必要と判断した場合でも、屋内退避の準備及び屋内退避は実施するものとする。

1. 屋内退避の準備

施設敷地緊急事態（SE）となった場合、町は、屋内退避の準備を行うよう住民に広報する。その際、町からの情報に注意して、冷静に行動するよう、合わせて呼びかける。

町は、屋内退避の指示に向けて、国や県等の関係機関に協力を依頼するとともに、給水や食料・

物資等の供給体制の維持・確立に努める。また、食料・物資等の流通に関連する事業者への事業活動継続を要請する。

2. 屋内退避の実施

全面緊急事態（GE）となった場合、町は、屋内退避の実施を住民に指示する。
屋内退避における留意点は次のとおりである。

〔屋内退避の留意事項〕

- ① 窓やドアを閉める。
- ② 換気扇やエアコンの使用を中止し、外気を入れないようにする。
- ③ 室内に入った放射性物質の付着を防ぐため、食品にラップやフタをする。
- ④ 愛玩動物を屋内に入れる。
- ⑤ 屋外の広報等は聞こえにくくなるため、ラジオやテレビから情報を入手する。

なお、屋内退避は、外出を極力避けることが望ましいものの、外出「禁止」ではない点に留意する。屋内退避対象区域外からの物資の搬送等といった必要な外出まで止めることはなく、外出する場合はなるべく短時間にするとともに、以下の点に留意する。

〔外出する際の留意事項〕

- ① 徒歩よりは車で移動する。
- ② マスク（ないときはハンカチでも可）をする。
- ③ 肌を出さないように長袖・帽子を着用する。
- ④ 屋内に入るときは、着用していた服をビニール袋に入れ、口を縛る。
- ⑤ 雨に濡れないようにする。

第3節 広域避難

1. 広域避難の基本的な流れ

町は、屋内退避後や広域避難が必要と判断した場合等、状況に応じて町外への広域避難を実施するものとする。

放射性物質が放出された場合、町は、緊急時モニタリング結果から、OIL1、OIL2に該当すると判断された区域に避難指示を行う。なお、原子力施設の状況や気象状況、地域コミュニティの状況等を勘案して、柔軟に避難対象区域を決めるものとする。

広域避難における住民の移動の基本的流れは、自家用車等の避難手段を用いて、あらかじめ定められた避難ルートを通り、避難ルート上に設置される「避難退域時検査場」、必要に応じて設置される「避難中継所」を経由し、県広域避難計画に定められた避難先市町村の避難所（以下、「避難先避難所」という。）に避難する。また、避難手段がない住民は、町内に設置する一時集合場所で、町等が用意したバス等で避難を行う。

また、広域避難の際は、以下の点に留意する。

〔広域避難する際の留意事項〕

- ① 長袖、長ズボン、マスクを着用する。
- ② 携行品は最小限にし、常備薬や身分証明書、貴重品等、必要なものだけにする。
- ③ 避難する前に電気のブレーカーを落とし、ガスの元栓等を閉める。
- ④ 窓、ドアの施錠をする。
- ⑤ 近隣の住民に声を掛け、協力しながら避難する。

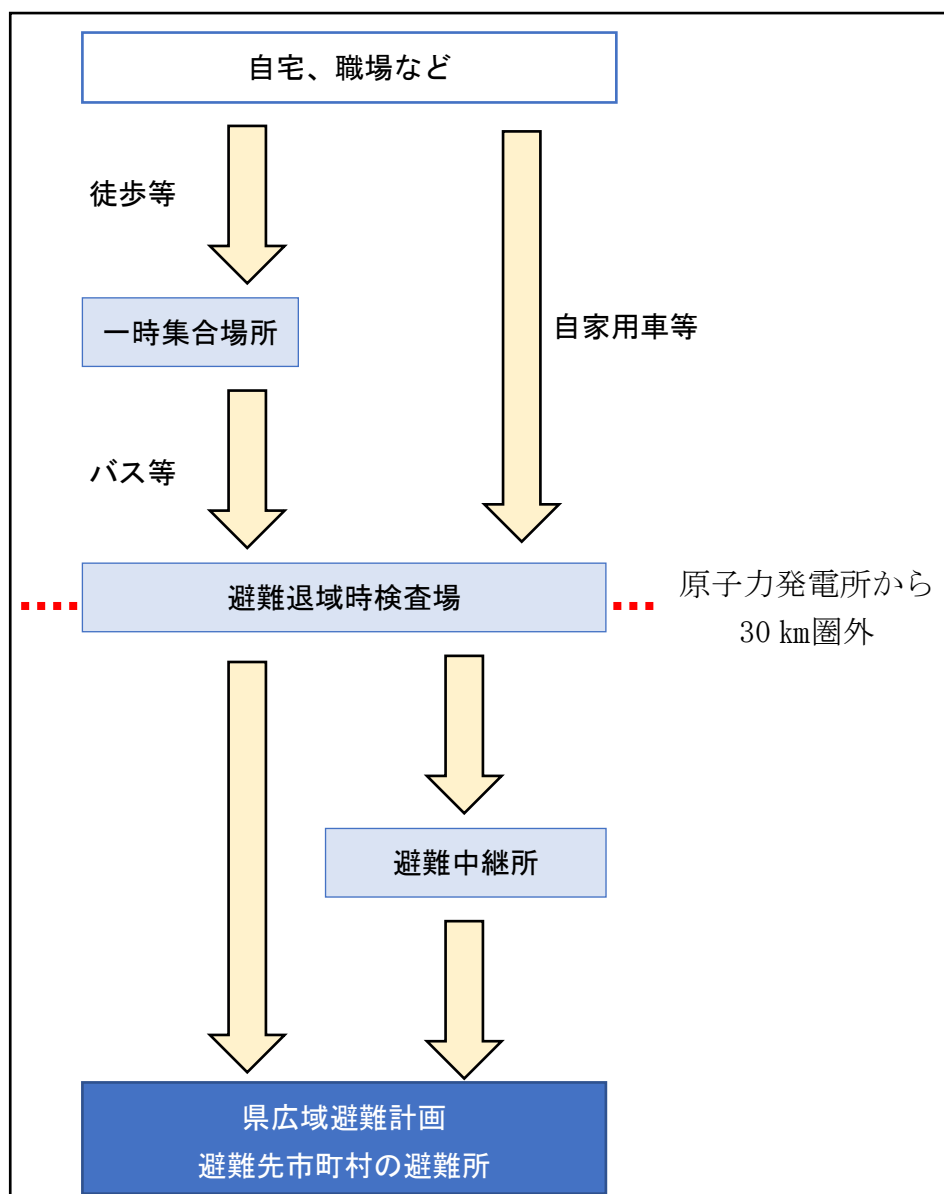


図 6 広域避難の基本的な流れ

2. 一時集合場所と避難所

(1) 一時集合場所

一時集合場所とは、避難を実施する際、自家用車等の移動手段がない住民に対して、バス等による移動を行うために、住民が集合する場所である。

町は、以下のような要件で、一時集合場所を選定する。

- ① 風水害・地震・津波等の複合災害が発生した場合も、使用可能である必要があり、施設の耐震性や津波浸水想定区域に含まれていないか等を確認する。
- ② 一時集合場所は、双葉町役場本庁舎とする。

(2) 避難先避難所

町は、県の仲介の下、県広域避難計画に定められた避難先市町村と協力して、県広域避難計画に定められた避難先避難所を、収容人数や駐車場等を考慮し、地区毎に割り振る。

避難先市町村については、参考資料「避難先市町村別避難所一覧」を参照する。

3. 避難手段の確保

町は、広域避難にあたって、災害の状況に応じ、住民の自家用車をはじめ、バス、鉄道等の公共交通機関、県地域防災計画、町地域防災計画に定める防災関係機関が保有する車両、船舶、ヘリコプター等のあらゆる手段を活用するものとする。

町は、以下の点についても考慮し、避難手段の確保に努める。

- ① 自力で避難可能な住民は、原則、自家用車により避難するものとする。この場合、渋滞を極力避けるため、家族又は近隣の住民との乗り合わせにより避難する。
- ② 自家用車による避難が困難な住民は、あらかじめ町が定めた一時集合場所からバス等により集団避難するものとする。
- ③ 学校等から避難する児童・生徒等（以下、「生徒等」という。）は、原則、保護者等に引き渡した後、自家用車等による避難を実施するものとする。ただし、現在避難等により区域外から通学、あるいは宿泊施設を利用している生徒等については、バス等による集団避難を実施する。
- ④ バスによる避難については、町が所有するバスだけでは不足する場合、県に依頼し、県が（公社）福島県バス協会と締結している協定に基づき、集合場所、学校等必要な箇所へ確実に手配できるよう、あらかじめ体制を整えておくものとする。また県は、他県のバス協会にも協力を求め、必要な体制を整えておくものとする。なお、バスによる避難にあたっては、原則として県又は町の職員等が同乗するものとする。
- ⑤ 鉄道による避難が可能な場合は、東日本旅客鉄道（株）等の鉄道事業者の協力を得て積極的にこれを活用するものとする。
- ⑥ バス等による避難が困難な場合や確保台数等が不足する場合は、町は県に依頼し、陸上自衛隊や海上保安庁等へ車両、船舶、ヘリコプター等の派遣要請を行うものとする。
- ⑦ 民間船舶については、県と「大規模災害時における船舶の具体的活用方策（最終報告 平成26年3月）」において検討をしている国土交通省等と連携を図り、活用するものとする。

第4節 自主避難者への対応

原子力施設で何らかの異常事態が発生すると、原子力災害を経験した住民は、自主的に遠隔地に避難することが想定される。また、自主的に避難する住民の多くが、この計画に定めた避難先である白河市等へ向かうことが考えられる。そのため町は、事態の進展に合わせて防護措置をとるとともに、避難先市町村に協力要請を行い、避難先避難所開設の準備を行う。

自主避難者が発生した場合、町は、避難先市町村に受入要請を行い、避難先避難所を開設し、自主避難者を受け入れるとともに、情報や物資の提供等の支援を行う。

第5節 避難ルートの確保

避難先市町村の白河市・棚倉町への避難ルートを表10及び図7に示す。町内からの避難方向は大きく分けて、町内を横断して西に向かって進むルートと浪江町もしくは南相馬市を經由して北側に大きく迂回するルートの3ルートを基本的なルートとして設定する。

表10 避難方向と避難ルート一覧

起点	終点	ルート	所要時間 ※1	およその距離 ※1
双葉町 役場	白河 市役所	国 288→国 349→あぶくま高原道路（小野 IC→矢吹 IC）→国 4→国 294	3 時間 52 分	116 km
		国 6→国 114→国 349→国 459→国 4→東北自動車道（二本松 IC→白河 IC）→国 4	5 時間 33 分	160 km
		国 6→県 12→国 349→国 459→国 4→東北自動車道（二本松 IC→白河 IC）→国 4	5 時間 38 分	169 km
双葉町 役場	棚倉 町役場	国 288→国 349→あぶくま高原道路（小野 IC→玉川 IC）→国 118	3 時間 56 分	118 km
		国 6→国 114→国 349→国 459→国 4→東北自動車道（二本松 IC→白河 IC）→国 4→県 37→国 289	6 時間 4 分	182 km
		国 6→県 12→国 349→国 459→国 4→東北自動車道（二本松 IC→矢吹 IC）→国 4→県 75→県 139→県 44→国 289	5 時間 50 分	175 km

※1 時間及び距離は、双葉町役場から白河市役所又は棚倉町役場までの時間及び距離とした。

なお、交通渋滞等、道路状況については考慮していない。

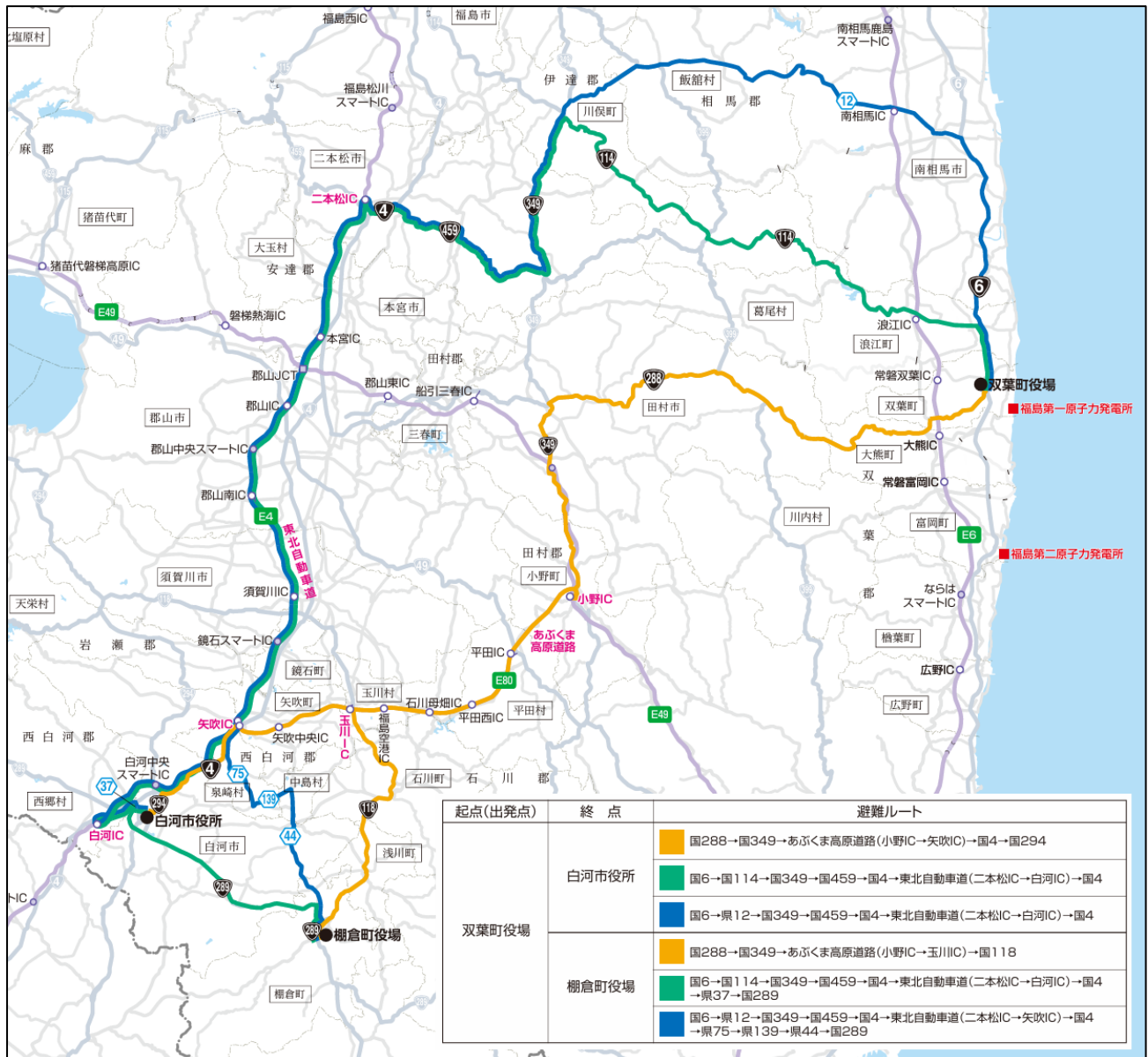


図 7 避難ルート

第6節 避難退域時検査の実施

町は、次の点に留意し県及び陸上自衛隊、原子力事業者等の関係機関と協力の下、住民に避難退域時検査を受検させるものとする。避難退域時検査の実施にあたっては以下の点に留意する。

- ① 避難退域時検査は、放射性物質放出後に避難した住民及びその携行品（避難に必要な物に限定（例：車両、防災用品、処方された医薬品等））について行う。
- ② 町は、国をはじめ関係機関との連携の下、要員の参集及び配置、資機材の調達等について調整を図る。
- ③ 放射性物質の放出後に避難指示を受けた住民とその他の住民の区別が困難な場合には、これらの住民も避難退域時検査を実施する。

第5章 要配慮者等の防護措置

第1節 要配慮者への対応

町は、警戒事態（AL）となった場合、要配慮者に対して、屋内退避や避難の準備を行うよう、きめ細かな広報を実施するよう努める。

また、施設敷地緊急事態（SE）となった場合には、屋内退避や避難など防護措置の指示を出すとともに、周辺住民及び関係者に、防護措置の実施における支援、見守りを要請する。

なお、広域避難が必要と町が判断した場合は、民生・児童委員及び自主防災組織や社会福祉協議会等の関係機関協力の下、避難を実施するものとする。

第2節 避難行動要支援者への対応

1. 施設入所者への対応

町が広域避難の実施を決定した場合、入院患者、介護施設入所者等の施設管理者は、あらかじめ策定した広域避難計画により施設入所者等を避難させる。

2. 施設入所者以外の避難

町は、広域避難が必要と判断した場合には、要配慮者のうち避難行動要支援者を、福祉避難所等に避難させるものとする。ただし、受入先となる福祉避難所等が開設されていない場合は、受入先となる避難先避難所に避難させた後で、福祉避難所等が開設され次第避難させることとする。

町では、消防機関、民生・児童委員及び自主防災組織等の協力を得て、福祉避難所等への誘導を行うとともに、必要に応じて医療機関や福祉施設等の協力を受けながら、避難誘導や搬送を実施するものとする。

なお、避難行動要支援者のうち、「無理に避難すると健康リスクが高まる者」については、避難

をさせるための適切な搬送体制が確保されるまで、放射線防護対策施設⁵等にて屋内退避を行うことが望ましい。町は、放射線防護対策施設の整備について今後検討を進めることとする。

第3節 一時滞在者に対する避難支援

施設敷地緊急事態（S E）が発生した場合、町は、観光客等の一時滞在者については、集客施設等との協力の下、的確な情報提供を行い、早期の帰宅を求めるものとする。

また、広域避難が必要と町が判断した場合は、即座に、早期の帰宅を求めるとともに、早期帰宅が困難な場合には、町が設置する一時集合場所に集まり、他の住民とともに避難するものとする。

第4節 学校等に対する避難支援

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び保育所（以下、「学校等」という。）の防護措置等は、福島県教育委員会が作成した「学校災害（地震・津波、火山災害、原子力災害）対応マニュアル例」等をもとに、学校等が作成した避難計画等に基づき、実施するものとする。

なお、広域避難が必要と町が判断した場合は、事態の進展に関わらず、授業を中止し、生徒等を保護者へ引き渡すこととする。

【学校からの避難の考え方】

- ・ 警戒事態になり、県又は町の指示があった時点で教育活動を中止し、速やかに保護者への引渡しを開始する。
- ・ 施設敷地緊急事態となった場合には、引き続き保護者への引渡しを行うが、引渡しができない生徒等は、屋内退避の準備を開始する。
- ・ 全面緊急事態となった場合には、速やかに屋内退避させ、屋内で保護者への引渡しを継続する。
- ・ 避難指示が出された場合は、教職員等が生徒等とともにバス等による集団避難を行う。なお、生徒等の引渡しは避難中継所又は避難所で行う。
- ・ 集団避難を行う際のバス等については、学校等所有のバス等だけでは不足する場合には、県又は町が、学校等必要な箇所へ手配するものとする。

第6章 原子力災害医療

第1節 安定ヨウ素剤の備蓄・配布等

町では、安定ヨウ素剤を備蓄することを検討する。また、町は、原子力災害発生時（原災法 15 条通報発令）に配布を行うことを想定し、住民に対して安定ヨウ素剤の事前配布も合わせて検討する。

なお町は、原子力災害発生時には、国の指示に従って、配布・服用の指示を行う。

⁵ 放射線防護対策施設とは、放射線防護対策工事を施した屋内退避施設のこと。

第2節 原子力災害医療体制

国、県は、警戒事態等を含めた異常事態の発生時における原子力災害医療について、放射線障害に対応する原子力災害対策拠点病院、原子力災害医療協力機関等における広域的な原子力災害医療体制を構築している。

原子力災害医療を行う医療機関は、国や県の支援の下、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備を行うとともに、医療従事者への教育や研修を行う等、組織体制の整備を図るものとする。

県内の原子力災害医療機関は表 11 のとおりである。

表 11 原子力災害医療機関リスト

分類	名称	住所	電話番号	備考
原子力災害 医療協力機関	いわき市立医療センター	いわき市内郷御厩町久世原 16	0246-26-3151	
	独立行政法人 労働者健康安全機構 福島労災病院	いわき市内郷綴町沼尻 3	0246-26-1111	
	白河厚生総合病院	白河市豊地上弥次郎 2-1	0248-22-2211	
	会津中央病院	会津若松市鶴賀町 1-1	0242-25-1515	
	福島県立南会津病院	南会津郡南会津町永田字風下 14-1	0241-62-7111	
	公益社団法人福島県診療 放射線技師会	福島市蓬莱町 7 丁目 1 3 - 5	024-529-7238	
	県立ふたば医療センター 付属病院	富岡町大字本岡字王塚 817-1	0240-23-5090	
	総合南東北病院	郡山市八山田 7 丁目 115	024-934-5322	
	日本赤十字社福島県支部	福島市永井川字北原田 17	024-545-7997	
原子力災害 拠点病院	公立大学法人 福島県立医科大学附属病 院	福島市光が丘 1	024-547-1111	
	福島赤十字病院	福島市八島町 7-7	024-534-6101	
	南相馬市立総合病院	南相馬市原町区高見町 2 丁目 54-6	0244-22-3181	

第7章 避難中継所及び避難所における対応

第1節 避難中継所の運用

県や町、避難先市町村では広域避難を支援するため、必要に応じて避難中継所の設置を検討する。

避難中継所とは、避難時の混乱を避け、円滑な住民支援を目的として、避難者が避難所へ行く前に、原則避難先市町村内において一時的に集合する場所のことをいう。

なお、避難中継所は、県や避難先市町村及び避難ルート上の市町村の協力の下、設置するものとする。

第2節 避難先避難所の運営

1. 避難先避難所の開設と運営

広域避難にかかる避難先の確保・受入等の準備、避難先避難所等を設置する場合の県と市町村間の連携、役割分担、運営要員の確保をはじめとする運営体制は以下のとおりとする。

- ① 県は、関係市町村の区域を越える広域的な避難の必要が生じた場合は、避難先避難所等の開設等にあたって、避難先市町村及び県有施設の管理者（以下「避難先市町村等」という。）に対し、施設の供与及びその他の災害救助の実施について協力を要請するものとする。
- ② 県から要請を受けた避難先市町村等は、町（避難元）と協議のうえ、本計画等に定める避難先施設の中から受入に必要な避難先避難所等を開設し、町（避難元）と協力してその運営を行うものとする。
- ③ 避難開始当初は、町（避難元）は住民の迅速な避難に全力をあげなければならないため、避難先避難所等の開設・管理、避難住民の誘導等の業務については、避難先市町村の避難先避難所（県有施設を除く）に避難する場合には、避難先市町村が対応するものとし、県有施設に避難する場合には、県が主体的に対応するものとする。なお、県は、必要に応じて、避難先市町村の避難先避難所等についても、職員を速やかに派遣するものとし、あらかじめ派遣体制を整えておくものとする。
- ④ 避難先避難所等を設置した場合は、町（避難元）は、その旨を速やかに住民等に周知し、円滑な避難誘導に努めるとともに、速やかに各避難所に職員を配置し、避難先市町村から避難先避難所等の運営を引継ぎ、できるだけ早期に、避難住民、ボランティア等と連携し、避難先避難所等の自主運営体制へ移行するものとする。
- ⑤ 避難先避難所等の施設管理は、運営体制にかかわらず、施設管理者が行うものとする。
- ⑥ 避難先避難所等の受入人数が過大となり、その運営に支障が生じ、又はそのおそれがある場合は、避難先市町村等は県との調整により、他の余裕のある避難先避難所等や新たに開設した避難所等で受け入れる等、柔軟に対応するものとする。
- ⑦ 県は、国及び町（避難元）と連携し、災害の規模、避難先避難所等の受入状況、避難の長期化が見込まれる場合等に、旅館やホテル等を二次避難所として早期に活用できるよう、あらかじめ体制を整備し、併せて応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等、利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難先避難所の早期解消に努めるものとする。

2. 避難者の健康管理

町は、避難者に対し、放射線による被ばくや放射性物質による汚染、健康に及ぼす影響、生活環境の変化等による不安等に対応するため、県と連携し、必要に応じて救護所等の設置、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回健康相談等を実施するものとする。

第3節 福祉避難所等の運営

- ① 福祉避難所等は、県が避難先市町村に要請し、要請を受けた避難先市町村は、町と協議のう

え開設する。なお、福祉避難所等の運営については、県が作成した「福島県福祉避難所指定・運営ガイドライン」を参考とする。

- ② 避難開始当初は、町は住民避難に全力をあげなければならないため、福祉避難所等の開設・管理、避難住民の誘導等、避難住民の受入業務については、避難先市町村が主体的に対応するものとする。

第4節 物資の供給体制

町は、広域避難を円滑かつ迅速に実施できるよう、県及び避難先市町村と連携し、避難所毎の配備計画を作成のうえ、指定避難所において、順次、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、放射線測定器等の原子力防災資機材等を計画的に配備していくものとする。

なお、県は国に対しては、原子力防災資機材等の配備に係る十分な財源措置を働きかけていくものとする。

第1章 用語集

1. P A Z (Precautionary Action Zone) : 予防的防護措置を準備する区域

福島第一原子力発電所の事故においては、事故が急速に進展したため迅速な対応が求められた。そこで、原子力規制委員会では、原子力災害対策指針において、急速に進展する事故を考慮し、放射性物質からの重篤な確定的影響等を回避するため、緊急事態区分に基づき、直ちに避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の予防的防護措置（避難等）を準備する区域として「P A Z」を設定するよう定めている。

原子力災害対策指針では、この区域の範囲の目安を「原子力施設からおおむね 5 km」としている。

2. U P Z (Urgent Protective action Planning Zone) : 緊急時防護措置を準備する区域

原子力規制委員会では、原子力災害対策指針において、放射性物質からの影響を可能な限り回避するため、避難、屋内退避、一時移転等を準備する区域として「U P Z」を設定するよう定めている。

原子力災害対策指針では、この区域の範囲の目安を「原子力施設からおおむね 30 km」としている。

3. E A L (Emergency Action Level) : 緊急時活動レベル

原子力発電所で事故が発生した場合、その緊急事態の程度によって、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等の防護対策の実施を判断する必要がある。原子力災害対策指針では、緊急事態を以下の3つに区分している（区分3が避難等を実施する段階に該当）。

緊急事態区分を判断するためには、原子力発電所内で発生した事故が、緊急事態区分のどの区分に該当するののかという基準（緊急時活動レベル：E A L）を具体的に定める必要がある。EALは、各事業者において国際基準を踏まえた個別の判断基準を検討している。

- 警戒事態：公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある状態
- 施設敷地緊急事態：原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた状態
- 全面緊急事態：原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた状態

4. O I L (Operational Intervention Level) : 運用上の介入レベル

緊急時モニタリング結果等、具体的な計測結果に基づき、避難等を実施すべき地区を決定するための判断基準として（運用上の介入レベル：O I L）を設定する。

参考資料

5. 連絡先電話番号一覧

機関名	所在地	電話番号
		FAX 番号
県関係機関		
福島県危機管理部 危機管理課	福島市杉妻町 2-16	024-521-8651
福島県危機管理部 災害対策課	福島市杉妻町 2-16	024-521-7194
福島県危機管理部 原子力安全対策課	福島市杉妻町 2-16	024-521-7819
福島県土木部 道路管理課	福島市杉妻町 2-16	024-521-7503
福島県土木部 建築指導課	福島市杉妻町 2-16	024-521-7523
福島県相双地方振興局 県民環境部県民生活課	南相馬市原町区錦町一丁目 3 0 番地	0244-26-1115
福島県富岡土木事務所	双葉郡富岡町小浜 5 5 3 番地 2	0240-23-5529
福島県 相双保健福祉事務所	南相馬市原町区錦町一丁目 3 0 番地	0244-26-1326
福島県相双農林事務所	南相馬市原町区錦町一丁目 3 0 番地	0244-26-1153
福島県環境創造センター 総務企画部	福島県田村郡三春町深作 10-2	0247-61-6111

6. 防災行政無線（設置場所一覧等）

局種	免許番号	識別信号	種別	所在地	電波形式	周波数	空中線電力	備考
固定局	東固第17536号	ほうさいふたばこうほう	送受信所	大字長塚字町西73-4	7K10 G1D G1E	61.62125 MHz	10W	双葉町いわき支所
			通信所	いわき市東田町2-19-4				双葉地方広域市町村圏組合消防本部
			通信所	檜葉町大字山田岡字仲丸1-110				
固定局	東固第17537号	ほうさいふたば しんざんまえおき	子局	大字新山字前沖28	7K10 G1D G1E	61.62125 MHz	2W	アンサーバック有
固定局	東固第17538号	ほうさいふたば しんざんかまんざく	子局	大字新山字高万迫112-1	7K10 G1D G1E	61.62125 MHz	0.5W	アンサーバック有
固定局	東固第17539号	ほうさいふたば こおりやまつかのこし	子局	大字郡山字塚ノ腰90-1	7K10 G1D G1E	61.62125 MHz	2W	アンサーバック有
固定局	東固第17540号	ほうさいふたば ほそやじんばざわ	子局	大字細谷字陳湯沢313	7K10 G1D G1E	61.62125 MHz	2W	アンサーバック有
固定局	東固第17541号	ほうさいふたば まえたさかし	子局	大字前田字坂下60	7K10 G1D G1E	61.62125 MHz	2W	アンサーバック有
固定局	東固第17542号	ほうさいふたば まえたそりまち	子局	大字前田字反町253-2	7K10 G1D G1E	61.62125 MHz	2W	アンサーバック有
固定局	東固第17543号	ほうさいふたば めさくあたごした	子局	大字目廻字愛宕下43-2	7K10 G1D G1E	61.62125 MHz	1W	アンサーバック有
固定局	東固第17544号	ほうさいふたば やまださくらまち	子局	大字山田字桜町38 地先	7K10 G1D G1E	61.62125 MHz	5W	アンサーバック有
固定局	東固第17545号	ほうさいふたば やまだたてこし	子局	大字山田字館腰7-3	7K10 G1D G1E	61.62125 MHz	2W	アンサーバック有
固定局	東固第17546号	ほうさいふたば やまだこばやし	子局	大字山田字小林96	7K10 G1D G1E	61.62125 MHz	2W	アンサーバック有
固定局	東固第17547号	ほうさいふたば やまだかみはぎだいら	子局	大字山田字上萩平6-5	7K10 G1D G1E	61.62125 MHz	2W	アンサーバック有
固定局	東固第17548号	ほうさいふたば やまだみすこし	子局	大字山田字水越35-2 地先	7K10 G1D G1E	61.62125 MHz	2W	アンサーバック有

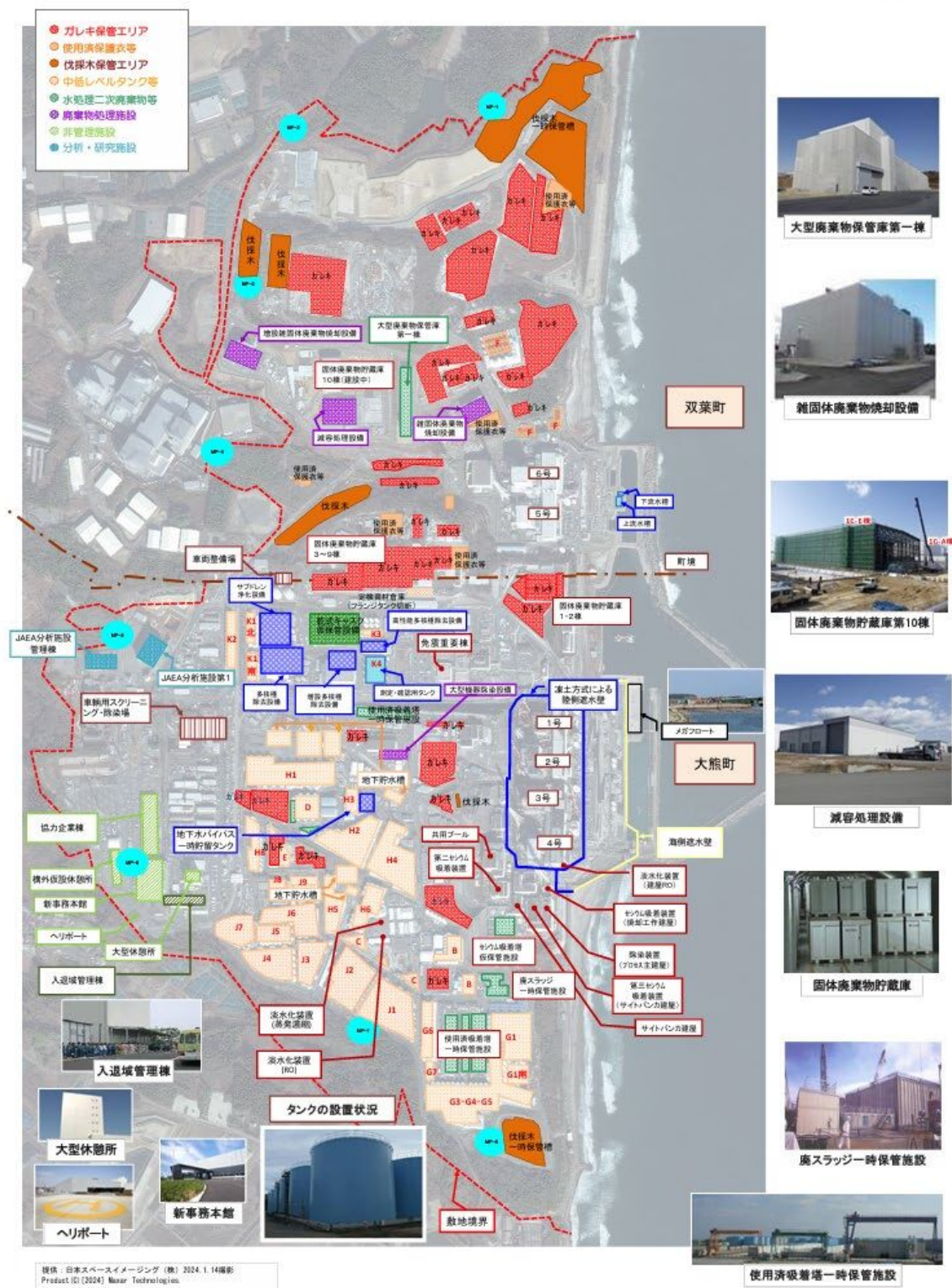
局種	免許番号	識別信号	種別	所在地	電波形式	周波数	空中線電力	備考
固定局	東固第17549号	ぼうさいふたば まつざくひろやち	子局	大字松迫字広谷地145	7K10 G1D G1E	61.62125 MHz	5W	アンサーバック有
固定局	東固第17550号	ぼうさいふたば いしくまかみいしくま	子局	大字石熊字石熊26-1 地先	7K10 G1D G1E	61.62125 MHz	5W	アンサーバック有
固定局	東固第17551号	ぼうさいふたば いしくまみなみはっばうだい	子局	大字石熊字南八房平243-2	7K10 G1D G1E	61.62125 MHz	5W	アンサーバック有
固定局	東固第17552号	ぼうさいふたば ながつかてらうちまえ	子局	大字長塚字寺内前282-2	7K10 G1D G1E	61.62125 MHz	5W	アンサーバック有
固定局	東固第17553号	ぼうさいふたば ながつかまぢひがし	子局	大字長塚字町東154	7K10 G1D G1E	61.62125 MHz	2W	アンサーバック有
固定局	東固第17554号	ぼうさいふたば ながつかはらだ	子局	大字長塚字原田36-1	7K10 G1D G1E	61.62125 MHz	0.1W	アンサーバック有
固定局	東固第17555号	ぼうさいふたば しもはとりとよだ	子局	大字下羽鳥字豊田22-2	7K10 G1D G1E	61.62125 MHz	0.5W	アンサーバック有
固定局	東固第17556号	ぼうさいふたば しもはとりますだ	子局	大字下羽鳥字益田47-1 地先	7K10 G1D G1E	61.62125 MHz	2W	アンサーバック有
固定局	東固第17557号	ぼうさいふたば かみはとりえのきうち	子局	大字上羽鳥字榎内287	7K10 G1D G1E	61.62125 MHz	1W	アンサーバック有
固定局	東固第17558号	ぼうさいふたば かみはとりさわいり	子局	大字上羽鳥字沢入528-1 地先	7K10 G1D G1E	61.62125 MHz	2W	アンサーバック有
固定局	東固第17559号	ぼうさいふたば てらさわからさわ1	子局	大字寺沢字唐沢154-1	7K10 G1D G1E	61.62125 MHz	2W	アンサーバック有
固定局	東固第17560号	ぼうさいふたば てらさわからさわ2	子局	大字寺沢字唐沢300-5 地先	7K10 G1D G1E	61.62125 MHz	2W	アンサーバック有
固定局	東固第17561号	ぼうさいふたば まつくらはのきやち	子局	大字松倉字葉ノ木谷地115-1	7K10 G1D G1E	61.62125 MHz	2W	アンサーバック有
固定局	東固第17562号	ぼうさいふたば しぶかわみやわたり	子局	大字茨川字宮渡55-1	7K10 G1D G1E	61.62125 MHz	5W	アンサーバック有
固定局	東固第17563号	ぼうさいふたば しぶかわはりゅう	子局	大字茨川字羽竜73	7K10 G1D G1E	61.62125 MHz	5W	アンサーバック有
固定局	東固第17564号	ぼうさいふたば こうのくさにしきく	子局	大字鴻草字西迫3-2	7K10 G1D G1E	61.62125 MHz	5W	アンサーバック有

局種	免許番号	識別信号	種別	所在地	電波形式	周波数	空中線電力	備考
固定局	東固第17565号	ぼうさいふたば こうのくさひがしさく	子局	大字鴻草字東迫26-3	7K10 G1D G1E	61.62125 MHz	5W	アンサーバック有
固定局	東固第17566号	ぼうさいふたば なかだかわらだ	子局	大字中田字迫間田38-3	7K10 G1D G1E	61.62125 MHz	5W	アンサーバック有
固定局	東固第17567号	ぼうさいふたば なかだみやたまえ	子局	大字中田字宮田前16-4	7K10 G1D G1E	61.62125 MHz	5W	アンサーバック有
固定局	東固第17568号	ぼうさいふたば もろたけのうしまち	子局	大字両竹字農師町100-1	7K10 G1D G1E	61.62125 MHz	5W	アンサーバック有
固定局	東固第17569号	ぼうさいふたば なかのはやままえ	子局	大字中野字羽山前262-3	7K10 G1D G1E	61.62125 MHz	5W	アンサーバック有
固定局	東固第17570号	ぼうさいふたば なかのえまた	子局	大字中野字江又24-2 地先	7K10 G1D G1E	61.62125 MHz	2W	アンサーバック有
固定局	東固第17571号	ぼうさいふたば なかのたかだ	子局	大字中野字高田1-1	7K10 G1D G1E	61.62125 MHz	5W	アンサーバック有

7. 原子力発電所設置状況

東京電力ホールディングス(株) 福島第一原子力発電所 配置図

添付資料2
2025年2月27日



福島第一原子力発電所のモニタリングポスト等の位置

8. 原子力発電所別 E A L（原子力災害対策指針より抜粋）

1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断する E A L (⑭に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。 ④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑤ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。 ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑧ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑩ 重要区域(原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令(平成24年文部科学省・経済産業省令第4号)第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。)において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑪ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。
⑫ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑬ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ⑭ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑮ オンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑯ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。 ⑰ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	

施設敷地緊急事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備（以下「非常用炉心冷却装置等」という。）のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。 ③ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。 ④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 30 分以上継続すること。 ⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 5 分以上継続すること。 ⑥ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。 ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑧ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑩ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑪ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑫ 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑬ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑭ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 10 条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。	P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。
⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	

全面緊急事態を判断する EAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。 ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。 ④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。 ⑥ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 ⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。 ⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。 ⑨ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。 ⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑪ 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室若しくは緊急時制御室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室及び緊急時制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。 ⑫ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

5. 実用発電用原子炉（東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
（④に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）	
① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑤ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

6. 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉の運転等のための施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。 避難指示区域においては、一時立入を中止し、避難指示区域に一時立入をしている住民の退去を準備する。
施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	避難指示区域に一時立入をしている住民の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を準備する。
全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を開始する。

7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
（⑧に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。） ① 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ② 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。 ③ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ④ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑤ 重要区域において、火災又は溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑥ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑦ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ⑧ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑨ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑩ 当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑪ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分間以上）継続すること。 ② 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。 ③ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ④ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑤ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑥ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑦ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑧ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断する E A L (沸騰水型軽水炉については、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。)	緊急事態区分における措置の概要
① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分間以上）継続すること。 ② 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。 ③ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ④ 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室（沸騰水型軽水炉にあっては原子炉制御室外操作盤室又は緊急時制御室）が使用できなくなること、又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室（沸騰水型軽水炉にあっては原子炉制御室及び緊急時制御室）に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。 ⑤ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

9. 原子炉の運転等のための施設（1. から 8. までの掲げるものを除く。）

警戒事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
（③に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）	
① 当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。 ② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ③ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 10 条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。U P Z のみが設定される場合は、U P Z 内の住民等の屋内退避準備等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

9. 避難対象地区および避難先市町村一覧

避難対象地区	対象人口（人）	避難先市町村名	避難施設（・）又は避難中継所（◎）
避難指示解除区域（石熊、郡山、三字、渋川、下条、寺松、新山、山田のうち、避難指示が解除された区域）	600	白河市	・表郷中学校 ・表郷小学校
避難指示解除区域（中田、長塚一、長塚二、浜野、両竹、羽鳥、下長塚、細谷、鴻草のうち、避難指示が解除された区域）	1,400	棚倉町	・棚倉中学校 ・社川小学校 ・高野小学校 ・近津小学校 ・修明高等学校